

令和7年度 弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム 募集要項

《本事業の趣旨》

本学は、弘前大学における優秀な博士人材の確保とイノベーション創出を担う若手研究者の養成を目的に、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラムを創設し、支援対象となる学生（以下、「弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生」という）を募集します。

採択した弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生には、研究奨励費（生活費相当額）と研究費を支援するとともに、海外の研究機関への留学や、研究力向上、キャリア開発・育成に係る様々な取組を実施する予定です。

1. 募集人数 7名

2. 応募資格

次の（１）～（５）をいずれも満たす者

- （１）令和7年4月1日現在で弘前大学の博士後期課程又は4年制の博士課程に1年次学生として在籍している者。（ただし、標準修業年限を超えて在籍している者及び休学者を除く。）
- （２）令和7年の収入が240万円以上となることが見込まれない者。
- （３）日本学術振興会の特別研究員ではないこと。
- （４）国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生（JICA 研修生も含む）、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。
- （５）本事業の趣旨を理解し、7. 弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生の義務に示す義務を果たすことを確約できる者。

課程種別	研究科名	募集人数
区分制の博士後期課程	理工学研究科 保健学研究科	1年次生 7名
後期3年の博士課程	地域社会研究科	
医学系4年制博士課程	医学研究科	

3. 支給額

支給額は、研究奨励費、研究費で構成しています。

- （１）研究奨励費： 年額 240 万円（月 20 万円）
※当該学生が研究に専念できるよう、生活費相当額として支給
- （２）研究費： 年額 20 万円以内

4. 支給期間

研究奨励費、研究費の支給・配分期間は、原則として、令和7年4月から大学院に在籍する期間（標準修業年限内に限る）とします。

5. 弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生の取消

弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生が以下のいずれかに該当した場合は、弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生の資格を取り消し、研究奨励費の支給及び研究費の配分を中止します。

- (1) 弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム募集要項 2. 応募資格のいずれかに該当しない場合
- (2) 研究計画の遂行状況又は弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生としての義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- (3) 本人から辞退の申し出があった場合。
- (4) 退学又は除籍となった場合。
- (5) 休学した場合。
- (6) 懲戒処分を受けた場合。
- (7) 死亡した場合。
- (8) 弘前大学大学院に合格したが、入学しなかった場合。
- (9) その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

なお、休学した場合は、原則、受給資格を喪失しますが、研究再開の見込みがある場合に限り、休学期間中の支給等を一時中断し、復帰後に再開する等の取扱いとする場合があります。

6. 選考方法

書面審査 及び WEB 面談により選考します。他分野の方に自身の研究を説明するコミュニケーション能力と学位取得後のキャリア計画により審査します。

【審査項目】

- ① 博士課程後期(又は4年制の博士課程)で実施する研究内容を、400字以内で、他分野の方にもわかりやすく説明してください。
- ② 前項の研究内容の社会における位置づけ(社会的背景)を、400字以内で記載してください。
- ③ 学位取得後のキャリアプランを、400字以内で記載してください。

また、これまでの発表論文、学会発表、受賞歴等をまとめた業績一覧(任意様式)を、参考資料として提出いただきます。1件のPDFファイルにまとめたものを準備してください。

7. 弘前大学SPRINGスカラシップ研究学生の義務

弘前大学SPRINGスカラシップ研究学生には、本学が定める研究倫理教育を履修した上で、研究計画を踏まえた研究活動に専念するとともに、学位取得後の明確なキャリアパス形成のために次の事項を履行する義務があります。(詳細は、決定後に別途案内します。)

- (1) 毎年度の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 年度ごとの研究進捗報告書(指定様式)の提出
- (3) 研究力向上・キャリアパス支援に関する企画(インターンシップ、企業等との交流会、各種講習会等)への参加
- (4) 修了後のキャリアに関する追跡調査をはじめ、各種調査への協力(調査結果は科学技術振興機構(JST)の求めに応じ提供します。)

8. 応募方法

次の URL 又は QR コードから、専用の申請フォーム（Microsoft Forms）に接続し、次の項目を入力、また、業績一覧（PDF ファイルに保存したもの）をアップロードして送信してください。

<申請フォーム URL> <https://forms.office.com/r/2UvJ143Bgu>



9. 応募締切及び選考結果

令和7年2月20日（木）正午【厳守】

書面審査の結果は、本人宛に通知します。その際、書面審査通過者には、面接審査の詳細をお知らせします。面接審査は3月上旬（3/3からの週）を予定しています。面接審査（最終審査）の結果は、3月中旬～下旬に本人宛に通知します。

なお、採否理由などの問合せには一切お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 申請に当たって知り得た個人情報は、選考、各種コンテンツの実施、追跡調査及びその他の本プログラムに関する業務を遂行するために利用します。
- (2) 弘前大学SPRINGスカラシップ研究学生に採択された方は、本学のホームページでその所属及び氏名を公表します。
- (3) 科学技術振興機構（JST）が、選抜学生に対し直接行うモニタリング調査のため、JSTに対し氏名及びメールアドレスを提供します。

11. その他留意事項

- (1) 対象者と本学との間に雇用関係はありませんが、研究奨励費は、税法上雑所得と扱われ課税の対象となります。そのため、確定申告が必要となります。
- (2) 研究費については、大学の管理下（指導教員の下）で適切に使用していただきます。

12. 応募に関する問合せ

学務部学生課 Tel 0172-39-3140 / E-mail k-sien4@hirosaki-u.ac.jp

<弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラムによる支援の概要>

1. 弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生への支援

(1) 研究奨励費（生活費相当額）

- ・生活費相当の研究奨励費として、入学から最大3年間（4年制課程は4年間）、月額20万円を支給します。
- ・標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。なお、出産・育児・傷病等で支援の中断・延長が必要となった場合は、個別事情を確認して判断します。
- ・研究奨励費の決定又は取消時期に応じて減額することがあります。
- ・研究奨励費は、雑所得として課税対象となり、自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。また、扶養義務者（親等）の扶養に入っている方は、扶養から外れる可能性があります。研究奨励費が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者（親等）の職場等の担当者にお問い合わせください。

(2) 研究費

- ・研究費として、決定年度以降、入学から3年（4年制課程の場合は4年）を上限として、年額20万円以内を配分します。

(3) 留意事項

- ・留学生等は、原則、日本に入国し、本学のキャンパスに通学できるようになった月から研究奨励費及び研究費の支給を開始します（未入国期間に遡っての支給は行いません）。なお、採択した当初の支援開始時期から6か月以内に入国できない場合は、原則として、採択を取り消します。

2. 研究奨励費・研究費の返還

弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生を取り消した場合で、研究奨励費を超過して支給した場合や研究費を超過して使用した場合は、超過額を返還しなければなりません。

3. その他

研究活動に支障がない範囲で、TA、RA等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。ただし、一定の収入（年間240万円以上）があると認められる場合は、採択が取り消されます。